

平成三十一年三月十四日提出  
質問第九四号

県民経済計算及び市民経済計算の推計方法の変更に関する質問主意書

提出者 山内康一

## 県民経済計算及び市民経済計算の推計方法の変更に関する質問主意書

都道府県及び政令指定都市（以下「県（市）」という。）では、内閣府が作成した「県民経済計算標準方式」によって県（市）民経済計算の推計を行っている。平成二十八年十二月に国民経済計算の二〇〇八SN Aへの対応を含めた平成二十三年基準改定が行われたことに伴い、平成三十年三月には「県民経済計算標準方式」についても同様に基準改定が行われ、県（市）民経済計算の推計方法が変更されたところである。以上を踏まえ、以下、政府に質問する。

一 福岡市では、市民経済計算の推計方法を変更したことによって平成二十六年度の市内総生産が約五千七百億円（約八・五パーセント）増加するなど大きな影響が生じており、同市は、その要因の一つとして、変更後の推計に当たっては最新の平成二十六年商業統計でなく平成十九年商業統計を使用したことを挙げている。実際に、平成十九年商業統計と平成二十六年商業統計を比較すると、卸売・小売業の年間商品販売額は、全国で約六十九兆円、福岡市で約二兆六千億円も減少している。そこで、その他の県（市）では、県（市）内総生産について推計方法を変更した影響（増減額及び増減率）がどの程度あったか、また、その影響が主にどのような要因によるもので、その要因ごとの影響（増減額及び増減率）がどの程度

であったか、政府に伺いたい。

あわせて、推計方法の変更により推計結果に大きな影響が生じるのであれば、国民に対して丁寧な説明を行い、周知を図るべきであったと考えるが、今回の推計方法の変更に当たり、政府はどのような対応を行ったか、教えていただきたい。

二 県（市）民経済計算の推計方法に関しては、「県民経済計算標準方式」において基本的な県（市）民経済計算の在り方が示されており、さらに、内閣府が作成した「県民経済計算推計方法ガイドライン」において具体的な推計方法が示されている。

1 福岡市は、平成二十六年度市民経済計算の推計を行った際のガイドライン（以下「旧ガイドライン」という。）には、推計の基礎としてどの調査年の商業統計を使用するか指定されていなかったことから、最新の平成二十六年商業統計を使用したと説明している。旧ガイドラインは内閣府ホームページでは公表されていないようだが、実際に県（市）に対しそのようなものが示されていたのか。示されていたのであれば、旧ガイドラインでは推計の基礎として用いられる商業統計についてどのように記載されていたのか、事実関係を確認したい。

2 平成二十七年 度 県 (市) 民 経 済 計 算 の 推 計 に 当 た っ て 内 閣 府 が 示 し た 推 計 方 法 変 更 後 の ガ イ ド ラ イ ン (以下「新ガイドライン」という。)では、「年間販売額では『平成十九年商業統計』をベースに『商業動態統計』で補外推計する。」との記載があるが、新ガイドラインにおいて平成十九年商業統計を使用するよう明記したのはなぜか。また、今後この推計方法を見直す予定はあるのか。

三 平成二十六年 度 県 (市) 民 経 済 計 算 の 推 計 に 当 た り、平 成 二 十 六 年 商 業 統 計 を 用 い た 県 (市) 及 び 平 成 十 九 年 商 業 統 計 を 用 い た 県 (市) に つ い て 政 府 は 把 握 し て い る の か。把 握 し て い る の で あ れ ば、そ れ ぞ れ 該 当 の 県 (市) を 列 挙 し た 上 で、当 該 県 (市) が そ の 統 計 を 用 い た 理 由 に つ い て 教 え て い た だ き た い。

また、平成二十七年 度 県 (市) 民 経 済 計 算 の 推 計 に 当 た り、平 成 十 九 年 商 業 統 計 を 用 い た 県 (市) 及 び そ れ 以 外 の 方 法 で 推 計 し た 県 (市) に つ い て も、同 様 に 列 挙 し た 上 で そ の 理 由 を 教 え て い た だ き た い。な お、平 成 十 九 年 商 業 統 計 を 用 い ず に 推 計 し た 県 (市) に つ い て は、可 能 な 限 り そ の 推 計 方 法 に つ い て も 教 え て い た だ き た い。

四 一 におい て 指 摘 し た と お り、平 成 十 九 年 商 業 統 計 と 平 成 二 十 六 年 商 業 統 計 を 比 較 す る と 年 間 商 品 販 売 額 は 大 き く 減 少 し て い る。こ の 点 を 考 慮 し、政 府 は 新 ガ イ ド ラ イ ン に お い て 平 成 十 九 年 商 業 統 計 を 用 い て 県

(市) 民経済計算を推計することと明記し、それによってアベノミクスによる経済成長と好循環が地方の隅々まで行き渡っているように見せかけようとしているのではないかという指摘もなされている。このような指摘について政府の見解を伺いたい。

右質問する。